

令和3年10月27日

非常勤講師 各位

四国医療専門学校
新型コロナウイルス感染症対策本部

新型コロナウイルス感染症の感染防止対策に係る対応事項について（第8報）

1. 授業について

授業については、学生の学修機会の確保及び教育活動の継続並びに学生の学びの「場」としてのキャンパスライフの提供に努めることを目標とする。そのため、感染防止対策を徹底しながら対面授業を可能な限り行うこととし、遠隔授業においては、更なる質的向上に努める。

(1) 対面授業についての注意事項

- 1) 対面授業を実施する際には、以下の条件を満たす必要がある。
下記(2)の『対面授業における感染防止対策』を徹底できること。
- 2) 不測の事態に備え、対面型で行う予定の科目も、遠隔授業との併用を行う。
- 3) 種々の理由により対面授業を受講できない学生に対しては、「教育的配慮」を行う。

(2) 対面授業における感染防止対策

- 1) 教室におけるソーシャルディスタンスを確保する。
- 2) 常時、窓やドアの開放など、換気を十分に行う。
- 3) 対面で発話・発声を伴う場合は、2m以上離れ小声で行う。授業前後や昼食時等に学生が密になっている場合には、回避を指導する。
- 4) 非常勤講師（以下「教員」という。）は、来校時に必ず検温を行う。
- 5) 教員、学生ともに、授業中のマスク等の着用、授業前後の手洗い消毒の励行を徹底する。
感染状況等に応じて、来校にて実習の授業を行う場合は、教員は、原則として、マスク、フェイスシールド、ガウン、手袋等着用、使用備品の消毒及び授業前後の手洗い消毒の励行を徹底する。
- 6) 授業開始時には体調不良者を確認する。
授業中に体調不良者が出た場合は、速やかに、退出させ状況を把握し、状況に応じて下校させる。
- 7) 不測の事態（濃厚接触者の把握など）に備えて、学生の出席確認を徹底する。
- 8) 咳、発熱等、少しでも体調のすぐれない場合には登校しないよう学生に周知する。
上記理由による欠席は、「正当な理由による授業欠席」として扱う。
- 9) 教員も、自身の体調不良を感じた場合には、授業を実施しない。

2. 移動・往来について

他都道府県との不要不急の移動・往来は、慎重に対応する。
十分な健康観察を行い、行動を記録する。

以上